

＜共同記者会見＞

**新型コロナウイルス感染症  
対策本部決定事項について**

令和3年8月12日

# 感染急拡大に伴う県の対策等について

- ▽ **宮城県・仙台市独自の「緊急事態宣言」を発令し、**  
**仙台市内の接待を伴う・酒類を提供する飲食店等**に対する**時短要請の延長等**を行う

## 対策の主な変更点

- ① 「リバウンド防止徹底期間」から**県と仙台市独自の「緊急事態宣言」へ移行**（**8月12日から8月31日まで**）
- ② 飲食店等に対する**時短要請の延長等**

現行		8月17日営業分以降
要請対象	<b>接待を伴う飲食店等、酒類を提供する飲食店等</b> （※「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」認証店を除く）	<b>継続（同左）</b>
対象地域	<b>仙台市全域</b>	
営業時間	午前5時から午後9時まで	午前5時から <b>午後8時まで</b>
酒類提供	午前11時から午後8時まで	午前11時から <b>午後7時まで</b>
要請期間	令和3年7月21日から令和3年8月16日まで	<b>令和3年8月17日から令和3年8月31日まで</b>

- ③ 県民等に対し、**県外との往来自粛**に加え、**県内の外出・移動**についても**一層の注意喚起・要請**を行う  
（※**家族**や**普段行動を共にしている仲間**と**少人数**で、感染防止対策を万全に、「三密」等を回避）

※ これまで**リバウンド防止対策**として取り組んできた「**4本柱**」対策は**引き続き推進**  
（= 基本的感染対策の徹底・検査体制の充実・飲食店認証制度・ワクチン接種加速化）



# 県・市独自の緊急事態宣言発令に伴う県民の皆様へのお願い

## 【外出・移動】

- 県外との不要不急の移動の自粛（特に感染拡大地域との往来は延期・自粛）
- 県内であっても、外出・移動の必要がある場合は、  
極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、  
基本的な感染防止対策を万全にし、混雑する場所・時間を避けること

## 【飲食店の利用等】

- 飲酒を伴う大人数や長時間におよぶ会食・行事を自粛すること、  
会話の際のマスク着用を徹底すること（飲酒を伴わない場合も注意すること）
- 飲食店の求める感染防止策に積極的に協力すること

## 【感染リスクの高い行動自粛】

- 路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクの高い行動を自粛すること